

太 田 市 公 告

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づく指定特定相談支援事業者の指定及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づく指定障害児相談支援事業者の指定をしたので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第2項及び児童福祉法第24条の37並びに太田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年太田市規則第54号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年2月7日

太田市長 清 水 聖 義

- (1) 指定等に係る指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事業所の所在地

合同会社北小泉グリーンファーム
群馬県邑楽郡大泉町北小泉一丁目7番31号

- (2) 指定等に係る事業所の名称及び所在地

相談支援事業所m e e s e e i
太田市由良町1080番地1 モロハイツ101号

- (3) 指定等の年月日

令和7年2月1日

- (4) 指定等に係る指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類

指定計画相談支援

- (5) 事業の主たる対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者

- (6) 事業所番号

(特定) 1 0 3 0 5 0 1 1 4 0